



## 中国会計税務実務

### 2020年第37号

#### 今回のテーマ：上場のために必須な関係機関及び上場に要する期間や費用について

中国経済の目覚ましい発展に伴い、外商投資企業を発行体とする IPO（新規上場）のニーズが高まっている。しかしながら近年において、外商投資企業を発行体とする IPO の成功事例は依然として少ない状況にある。今回は、そのような成功事例を説明するまえに、今号は上場のために必要な仲介機構及び上場の必要時間と費用について簡単に説明していく。

#### 主な内容：

◇ 株式上場には、一般的に以下の関係機関との連携が必須となる。

(1) 主幹事証券会社。主幹事証券会社は、発行者の新規株式公開を推薦する前に、証監会の規定に従い発行者を指導しなければならない。

主幹事証券会社は証券発行における引受業務を担当し、法律に基づいて公開発行の募集書類をチェックし、証監会に推薦意見を提出する。主幹事証券会社は発行者の株式上場を推薦する立場にあり、上場後も引き続き発行者のコンプライアンスに基づいた経営や契約の履行、情報公開責任を追及していく。

(2) 弁護士事務所。企業の株式公開上場は法律に基づいて法律事務所から、法律顧問として助言を仰ぐ必要がある。

弁護士事務所は主に、株式発行や上場に関する各種書類の適法性の判断を行うとともに、上場に関する法律上の問題について意見を提出する。

(3) 監査法人。株式発行の監査は証券就業資格を持つ監査法人（会計士事務所）が担当しなければならない。監査法人は、企業の財務状況に対して監査を実施するほか、出資検証や収益予測の検証なども行う。また独立性を害さない範囲において、財務コンサルティングや会計サービスも提供する。

(4) 資産鑑定士。企業は株式発行前に資産の評価を行う必要がある。

通常、この作業は証券就業資格を有する資産評価事務所が担当する。資産評価は厳格な手順が定められており、一般的に申請立案、資産調査、評価見積、評価報告書の発行が含まれる。

◇ 一般的に、企業の経営体制の改革から発行上場を成功させるまでにはおよそ 3 年がかかる。また、再編を含めた制度改革、デューデリジェンスとその改善指導、申請文書の作成と申請、上場審査、上場などの各段階を踏む必要がある。企業の各方面の基礎がしっかりしており、改革すべき点が少ないのであれば、発行上場の必要時間はそれに応じて短縮することが可能となる。

◇ 通常、中国国内における上場に係る費用は資金調達金額の6-8%と言われる。  
参考までに示すと、具体的な費用の構成は以下の通りとなっている。

(単位：万元)

関係機関	費用内容	メインボード・ 中小ボード	創業ボード	科創ボード
主幹事証券 会社	会社の経営管理体制の整備についての指導、 発行株式の引受等	資金調達金額の一定割合		
	保証推薦費用	300~900	300~800	500~900
弁護士	上場申請資料の審査、法律面での助言指導、 報告書の作成等	100~500	100~500	100~700
監査法人 資産鑑定士	監査報告書、内部統制監査報告書、資産評 価報告書等の作成等	200~900	200~800	400~900
その他	上場時の申請書類の作成、印刷等	100~700	100~600	100~700

出所：近年の上場会社の開示資料から整理したもの

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)